

職員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会の職員（以下「職員」という。）が退職又は死亡した場合に支給する退職手当について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 職員が1年以上勤務して退職又は死亡したときは、その者（死亡による退職のときは、その遺族）に退職手当を支給する。

(退職手当の額及び支給方法等)

第3条 退職手当の額及び支給方法等については、次によることとする。

- (1) 退職の日又は死亡の日における、その者の報酬基準月額に、勤続年数区分ごとの支給率を乗じて得た額の合計額（100円未満の端数は切り上げ）とする。
- (2) 勤続年数区分ごとの支給率は、次のとおりとする。

勤続年数区分	支給率
1年以上～10年以下	100/100
10年超～15年以下	110/100
15年超～20年以下	120/100
20年超	100/100

附 則

- 1 本規程は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 本規程の施行日前から在職している勤続年数11年以上の職員については、従前の支給率（国家公務員退職手当法の長期勤続退職）を準用することとする。

勤続年数区分	支給率
1年以上～10年以下	125/100
10年超～20年以下	137.5/100
20年超	150/100

附則

この規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。